

「麻布大学 ガバナンス・コード」

令和2年4月1日

麻 布 大 学

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与したほか、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

麻布大学は、1890年（明治23）年に、東京麻布に獣医師養成の東京獣医講習所を開設したのを起源に、創設者の獣医学教育が単なる学問としての探求に終わることなく、それを即戦力として実社会に役立てる重要性の意思を受け継いできました。

今後とも、学校法人麻布獣医学園麻布大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「麻布大学ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、麻布大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

本学の建学の精神は「学理の討究と誠実なる実践」です。創設者與倉東隆の精神に基づき、学理を討究し実践を重んじる誠実なる校風を受け継ぎ、人と動物との共存及び人と自然環境との調和の途を探求することを目的として獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の知識を教授研究し、その応用力の展開をはかるとともに、進んで学術の進歩と国民生活の向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することとしています。

1-2 教育研究理念と目的（麻布大学の使命）

(1) 建学の精神に基づく教育研究理念と目的

本学の建学の精神に基づく、教育研究理念及び目的は次のとおりです。

① 教育研究理念

「地球共生系『人と動物と環境の共生をめざして』」を掲げ、人及び動物の健康社会に貢献する「高度専門職業人の養成」及び「幅広い職業人の養成」を目指している。

② 大学の目的

麻布大学は、獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。

③ 大学院の目的

麻布大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(2) 中期的（5年以上7年以内）な目標・計画の策定と実現に必要な取組について

- ① 基本経営方針の下、安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測、学生や社会からのニーズ等に基づく、適切な中期的な目標・計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な目標・計画の進捗状況にあつては学長が主催する会議で進捗状況を管理把握し、各部局長を通じて組織的に共有し、財務状況にあつては研修会を通して教職員各位の意識レベルで共有を図るなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めます。
- ③ 中期的な目標・計画の進捗状況の検証・評価結果を踏まえて策定された事業計画と予算編成の有効的な実施のために、学長及び学長以外の理事による経営陣全体で経営能力を高めていきます。
- ④ 学園の継続的な発展に資するために、教職協働を促進しつつ、事務職員の意欲、資質向上など事務職員の能力向上及び確保を図っていきます。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な目標・計画を共有し、教職員から改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な目標・計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・教育研究理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する大学及び各学部学科、大学院及び各専攻の理念・目的
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 入学定員確保策
 - キ 教育環境整備計画
 - ク 国際交流、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 麻布大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上、財政基盤の安定化及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 「建学の精神」の下、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 麻布大学の目的達成のためには、男女共同参画社会への対応や、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作り、能力を十分に発揮できるように行動計画を立てて実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

麻布大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自

律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

理事会は、基本経営方針の下、重点改善事項に取り組むことを念頭に業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から定期的に適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び大学の運営責任者（学長、学長補佐及び学部長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、教学上の権限は学長に委任しています。

イ 学長が学長補佐等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、円滑な議事推進に努めます。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 非業務執行理事及び監事については学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、常勤理事を置き、分掌担当のほか、理事長の代理・代行権限順位も明確に定めます。

- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載します。

(2) 常勤理事（学内理事）の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面などについて、大学の持続的な発展と中長期的で安定的な経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、幅広い見識で理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する十分な情報を提供します。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、教学関係役職者との相互理解を含め十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた私立学校法、監事監査規程等に則り、理事会その他の教学上の重要な会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事を選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出し、評議員会の同意を得て監事を選任します。

- ② 監事は2名置きます。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査規程

- ① 監査機能の強化及び適切な業務執行のため、学校法人麻布獣医学園監事監査規程を作成します。
- ② 監事は、監査方針の下、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人麻布獣医学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
- ② 監事機能を十分発揮するため、監査室と常に連携を図り定期的に連絡調整・情報交換を行います。
- ③ 監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の情報共有や充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、必要に応じて審議事項に関する情報についてのサポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するため、監査室などの体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画に関する事項
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分並びに不動産の取得に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準に関する事項
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 残余財産の処分に関する事項
- ⑩ 運用財産のうち不動産及び積立金の管理に関する事項
- ⑪ 寄附金の募集に関する事項
- ⑫ 寄附行為の施行規則に関する事項
- ⑬ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めたもの

(2) 理事と兼務している以外の評議員から意見を引き出すよう工夫をすることや評議

員に対し定期的に情報提供するなど、評議員会が活性化するよう努めます。

- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して2倍を超える人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、役職指定又は各選出区分による選挙をもって選任された者を選任します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催時に十分に説明、情報提供を行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、必要に応じて研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任命は、学校法人麻布獣医学園人事規則に基づき、「学長の申し出に基づき、理事会の議を経て理事長が行う。」とあり、学校教育法第92条第3項において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、教学上の権限を学長に委任しています。理事会及び理事長は、「建学の精神」の下、学長のリーダーシップが発揮されるよう、学生への教育の充実と質の向上に資する各種政策の意思決定、学部長、研究科長等の推薦、教員選考など、学長の意向が十分に反映され、弾力的な大学運営に対応できるよう努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、麻布大学学則第1条に掲げる「麻布大学は獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平

和社会の建設に貢献すること」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ② 学長は、理事会から委任された範囲で教学上の権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、施策、中期的な目標・計画、財務情報、理事会の意向を十分理解できるよう、これらを周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学長補佐・学部長・研究科長の役割）

- ① 大学に学長補佐を置くものとしており、麻布大学運営規程「教学関係を担当する学長補佐については、学長の命を受けて、学部及び大学院の教育課程及び厚生補導に関する業務を管理し及び校務の一部を整理し、学生教育に必要な修学指導等に関して、関係部署と連絡調整に当たるものとする。」としています。その職務については麻布大学学長補佐に関する規程に「学長の指示する特命事項について、情報の収集及び企画・立案等を行うとともに、学長の命を受けて、当該特命事項に関する校務を整理する」と定めています。
- ② 学部長の役割については、麻布大学運営規程において「学長を補佐し、獣医学部又は生命・環境科学部に係る校務をつかさどる。」としています。
- ③ 研究科長の役割については、「学長を補佐し、大学院獣医学研究科又は大学院環境保健学研究科に関する校務をつかさどる。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については麻布大学学則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

麻布大学は、時代の変化に対応できるように常に高い公共性と信頼性を確保してまいります。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う機関として、高い公共性と信頼性の下での社会的責任を十分果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保してまいります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- ② 自己点検・評価を実施し、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の質の向上、学修環境・内容、就職支援等の更なる整備・充実に取り組みます。

- ③ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。その体制として、麻布大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン等の規程に基づき、相談員を設置するなどハラスメント等の人権侵害の防止と被害からの救済・回復及び再発防止に真剣に取り組めます。
- ④ 修学支援や精神的な支援が必要な学生には、麻布大学における学生への総合的支援に関する規則に基づき、適切に対応します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学の持続的発展を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保し、推進していきます。

(2) 教職員の能力及び資質向上のための取組み

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

麻布大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程に基づき、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を目的とした取組を実施します。

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進し学生の満足度を向上させるため、シラバスの定期的点検、学生による授業評価、国家試験対策に係る各種分析調査のほか、新任教員、現職教員、非常勤講師の区分ごとに研修会等を実施し全学的に取り組めます。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD 推進体制の下で取組を推進し、全教員がFDの具体的取組を通じて、教育内容・方法等について、不断の改善を図ります。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

麻布大学スタッフ・ディベロップメント推進規程に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を実施します。

ア 全ての教職員の専門性と資質向上のための取組を推進します。

イ SD 推進に係る年次計画を定め、計画的な取組を推進します。

ウ 教職協働等に対応するため、事務職員としての専門性、資質の高度化に向け、外部研修機関を活用しながら能力向上を図ります。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価、専門分野別認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価及び専門分野別認証評価

認証評価にあつては平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることを法律で義務付けられました。また、獣医学教育評価にあつては平成 29（2017）から、獣医学教育学士課程を持つ大学は、認証評価と同様に 7年以内ごとに指定の評価機関の評価を受けることを全

国大学獣医学関係代表者協議会で申し合わせました。本学は評価機関である公益財団法人大学基準協会の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

- ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。
- ③ 学内外への情報公開
自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 中期研究大綱に基づき、社会貢献の顕在化を実現するため、産学官連携活動を推進し、共同研究等への接続の機会を創出し、大学の役割を果たします。
- ③ 地域の多様な市民や社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を提供します。
- ④ 教育研究理念「地球共生系～人と動物の共生を目指して～」の下、将来起こり得る環境に関する課題を予測・発見・把握し、課題解決に向けてSDGsを推進していきます。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 学校法人麻布獣医学園消防計画に基づき、防火・防災管理及び災害時の対応等の事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全確保を図るとともに、災害時等の被害と混乱を最小限とするよう努めます。学生に対しては「大地震マニュアル」を配付し、災害時の対応を周知するとともに、発生時には緊急連絡・安否確認システムを用いて、安全を確認します。
- ② 麻布大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン等の規程に基づき、ハラスメントに係る対応、防止対策に取り組みます。
- ③ 麻布大学競争的資金等の管理・運営に関する規程等に基づき、公的研究費不正、研究活動上の不正行為使用等の不正防止対策に取り組みます。
- ④ 学校法人麻布獣医学園情報セキュリティ基本方針に基づき、学園情報システムの優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用し、円滑で効果的な情報流通を図るため、学園が積極的に情報セキュリティ対策に取り組みます。
- ⑤ 学校法人麻布獣医学園の保有する個人情報の取扱いに関する規程に基づき、学生の個人情報の保護を図り、学生教育が有益になるよう適正な運用に取り組みます。
- ⑥ このほか、学生・教職員の事件・事故に対し、学生・教職員の安否確認など、発生時には、迅速、速やかな対応を行います。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、

「法令等」という。)を遵守するよう組織的に取り組みます。

- ② 学校法人麻布獣医学園公益通報等に関する規程に基づき、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることを踏まえ、法人運営だけでなく大学運営における教育研究活動等について、透明性の確保により一層努めます。大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の役割は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、運営・教育研究活動の公共性・適正性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法の法令等を踏まえ、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数，収容定員，在学学生数，卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目，授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料，入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

※内容例 1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先，沿革
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・基本経営方針，将来に向けてのビジョン

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

- ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）
- ・経営改善に取り組んでいれば、その改善策

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の学術交流協定・機関及び海外派遣学生者数，外国人留学生数
- イ 競争的資金等受入状況，知的財産に係ること，受託研究等の受入状況
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携
- ア 高大連携協定校

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期目標・中期計画
- イ 経営改善計画
- ウ 規程集（機密性の高いものを除く。）

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者，方法，項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開に加えて、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、要覧，入学案内，広報誌，各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか，説明方法も常に工夫します。